

防府市建設工事等競争入札執行事務要綱

昭和 5 3 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 防府市が発注する建設工事等（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（昭和 5 3 年 4 月 1 日制定。以下「選定要綱」という。）

第 1 条に 規定する「建設工事等」をいう。）の請負又は委託契約に係る競争入札の執行事務については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札の依頼)

第 2 条 工事等の主管課長（工事等の施工又は設計若しくは監督を他課に依頼した場合は、当該依頼を受けた課長。以下「主管課長」という。）は、工事等を競争入札に付そうとするときは工事起工伺が決裁され指名業者が決定した後、入札執行依頼通知書（第 1 号様式）により契約課長に依頼しなければならない。

(入札日の決定等)

第 3 条 契約課長は、前条の規定による依頼を受けたときは、入札方法、設計図書（防府市設計図書ダウンロード頒布実施要領（平成 2 7 年 4 月 1 日制定。以下「ダウンロード要領」という。）第 4 条（1）に規定する「設計図書」をいう。以下同じ。）の公開期間、入札の日時等を決定し、主管課長及び指名業者に通知しなければならない。

2 入札日の決定は、指名通知又は公告の日の翌日から起算して次の見積期間に従って行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第 2 号及び第 3 号の期間は、見積期間を 5 日以内に限り短縮することができる。この場合において、主管課長は、前条に規定する入札執行依頼通知書にその理由を付して提出するものとする。

なお、見積期間の設定については、原則として土曜、日曜及び祝日を除くものとする。

(1) 予定価格が 5 0 0 万円未満の工事等

5 日以上

(2) 予定価格が 5 0 0 万円以上 5 , 0 0 0 万円未満の工事等

1 0 日以上

(3) 予定価格が 5 , 0 0 0 万円以上の工事等

1 5 日以上

3 設計図書の配付は、入札情報公開システムに掲載することにより行うこととする。

4 設計図書の配付に関する事項については、ダウンロード要領の規定によるものとする。

5 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、真にやむを得ないと認められるときは、指名業者に設計図書の受領又は借用の旨を明記した書面を提出させ、無料配付又は貸与することができる。

6 設計図書に関する質問は、工事（業務）内容質問書（第 2 号様式）により現場説明書（防府市建設工事等契約事務手続要綱（平成 9 年 4 月 1 日制定）第 3 条に規定する「現場説明書」をいう。）に定めた期間、契約課においてファックス又は持参により受け付けるものとする。

7 設計図書に関する質問に対する回答は、工事（業務）内容に関する質問回答表（第 3 号様式）により現場説明書に定めた期間、入札情報公開システム及び契約課（以下「入札情報公開システム等」という。）において閲覧に供する。

8 次の場合には、設計図書の配付に替えて現場説明を行うことができるものとする。

(1) 災害等で緊急性がある場合

(2) 特殊な工事で特に詳細な説明が必要な場合

（入札執行者）

第 4 条 入札の執行は、契約課長又はその命を受けた職員（以下「入札執行者」という）が行うものとする。

（入札の辞退）

第 5 条 指名を受けた者が入札を辞退するときは、電子入札システム又は書面により辞退届を提出するものとする。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(開札)

第6条 入札執行者は予定価格の範囲内の価格による入札がない場合は、再度入札を行うものとし、その回数は防府市工事執行規則（昭和52年防府市規則第42号）第12条の規定により初回を含めて3回を限度とする。

- 2 第3回の入札を終了しても予定価格にいたらず落札者がいないときは、選定要綱第7条に定める競争入札審査会において指名業者を改選のうえ再び入札を行うものとする。

- 3 指名競争入札に付した場合で、最低入札価格と予定価格との差が少額の場合、又は当該工事の設計内容や工期に特別な事情があると認められる場合は、入札執行者は前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、直ちに最低入札者と随意契約を行うことができる。

(積算疑義申立て手続き)

第7条 防府市建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領（以下、「積算疑義申立て要領」という。）第2条に規定する積算疑義申立て手続きの対象となる場合は、同要領の規定によるものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とし、落札の旨を落札者に通知するものとする。ただし、第7条の規定による場合は、落札候補者を落札者として決定し、その旨を落札者に通知するものとする。

- 2 施行令第167条の10第1項（同令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とし不在の場合の取扱いについては、別途定めるものとする。

- 3 施行令第167条の10第2項（同令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定によりあらかじめ、最低制限価格を設けた場合は、第1項の規定によらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した業者を落札者とすることができる。
- 4 施行令第167条の10の2（同令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、防府市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする場合の取扱については、別途定めるものとする。
- 5 第3項の規定による場合において、第1回又は第2回の入札において最低制限価格未満の価格の入札をした業者を、第1回においては第2回の、第2回においては第3回の入札に参加させない場合は、その旨を入札参加の条件として指名業者に通知するものとする。
- 6 予定価格の範囲内で最低価格による同額入札者が2者以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

（入札経過及び結果等の公開）

第9条 入札が終了し、落札者が決定した場合は、速やかに入札の経過及びその結果を入札情報公開システム等において公表するものとする。

- 2 落札者と契約を締結した場合は、あらかじめ予定価格と入札書比較価格（以下「予定価格等」という。）を公表した建設工事等を除き、当該建設工事等の予定価格等を速やかに入札情報公開システム等において公表し、建設工事等にあつては、予定価格の作成に用いた積算価格の内訳をなるべく早い時期に契約課において公表するものとする。ただし、積算疑義申立て要領第2条に規定する積算疑義申立て手続きの対象となる場合は、同要領の規定によるものとする。

（入札結果の通知）

第10条 契約課長は、落札者が決定したときは、入札執行報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該工事の主管課長へ入

札結果を通知するものとする。

- (1) 入札執行調書（第 7 号様式）
- (2) 予定価格調書（第 5 号様式）
- (3) その他入札条件により必要と認めるもの

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２０年８月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２０年１１月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２１年６月７日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２８年７月８日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成２９年１月４日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

入札執行依頼通知書

年 月 日

契約課長様

課 長 名

工事(業務)番号		第 号				工事台帳番号			
工 事 (業 務) 名									
施工(業務)場所		防府市							
希 望 年 月 日		指名又は公告		年 月 日 (曜) 時 分		入 札	年 月 日 (曜) 時 分		
※ 決 定 年 月 日		指名又は公告		年 月 日 (曜) 時 分		入 札	年 月 日 (曜) 時 分		
※ 場 所		配付				入 札			
現 説 担 当 者		内線				補・単・ 起・別			
工 程 表			前払金 中間前払金		部分払	回	契約保証金		
工 期		日間 年 月 日 限り			工事種別等				
※ 指 名 業 者 業者連絡 年 月 日									
番 号	業 者 名			番 号	業 者 名				
1				10					
2				11					
3				12					
4				13					
5				14					
6				15					
7				16					
8				17					
9				18					

※ は契約課で記入

第2号様式

工事(業務)内容質問書

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者氏名 :)

[illegible]

注 図面等が必要な場合は、添付すること。
提出部数は、1部とする。

第 3 号様式

工事(業務)内容に関する質問回答表

No. _____

[illegible]

第4号様式

入札辞退届

1 工事(業務)名

2 入札日

この度、上記工事(業務)の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

商号又は名称

代表者氏名

予定価格調書

年 度

1 工事(業務)番号

2 工事(業務)名

3 施工(業務)場所 防府市

4 設計金額 ¥

(設計金額の100/110 ￥)

予定価格 ¥

入札書比較価格 ¥

(予定価格の100/110)

最低制限価格 ¥

最低制限価格の100/110 ¥

低入札価格調査基準額 ¥

低入札価格調査基準額の100/110 ¥

頭書工事（業務）の予定価格について、上記のとおり調定する。

年 月 日

調定者職氏名

印

第 6 号様式

第 号
年 月 日

課長 様

契約課長

入札執行報告書

このことについて、下記のとおり入札執行し落札者が決まりましたので報告します。

記

工事(業務)番号 第 号 工事台帳番号

工事(業務)名

入札年月日 年 月 日 時 分

落札業者名

入札執行調書

予定価格調書

入札書

第 7 号様式

入札執行調書

工事(業務)担当課				工事(業務)番号			
執行年月日				入札場所			
工 事 (業 務) 名							
施工(業務)場所							
入札保証金				工事台帳番号			
入 札 の 結 果 落 札 ○ 印	順位	入札金額 (単位： 円)			入 札 業 者 名		
		第 1 回	第 2 回	第 3 回			
	※上記金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が会計法上の申し込みに係る金額である。						
入 札 不 調 に よ る 随 意 契 約 の 相 手 方 等				見積金額 (円)		業 者 名	
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号							
職 氏 名	執 行 者			立 会 人			